

資料編

「少人数学級の推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現に向けて
～教職員定数の改善～

公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（中間とりまとめ）

参考資料目次

（総論）

○ これまでの教職員定数等の改善経緯	4 5
○ 学級編制の仕組みと運用について（義務）	4 6
○ 教職員定数の算定について（義務）	4 7
○ 学級編制及び教職員定数の改善について（提言）のポイント	4 8
○ 新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）	4 9
○ 政策コンテストの結果について	5 1
○ 義務標準法改正案の国会審議における主な指摘事項	5 4
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要	6 2
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について（平成23年4月22日付各都道府県教育委員会宛文部科学副大臣通知）のポイント	6 5

（少人数学級の効果等）

○ 少人数学級の効果① ～秋田県教育委員会の取組～	6 6
○ 少人数学級の効果② ～山形県教育委員会の取組～	6 9
○ 少人数学級の効果③ ～大阪府教育委員会の取組～	7 0
○ 少人数学級の効果④ ～国立教育政策研究所の研究成果～	7 2
○ アンケート調査の結果について（全国連合小学校長会）	7 4
○ 学級規模の少人数化の必要性 ～国立教育政策研究所の研究成果～	8 1
○ 小学校1年生から2年生への進級時のクラス替えの状況	8 2

（地方の弾力化の取組）

○ 学級編制の弾力化にかかる制度改正経緯	8 4
○ 平成23年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について	8 5
○ 学級編制の弾力化の取組① ～京都府教育委員会の例～	8 6
○ 学級編制の弾力化の取組② ～兵庫県教育委員会の例～	9 0
○ 平成23年度 少人数学級の実施拡充状況	9 2
○ 平成23年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況	9 3

（加配定数）

○ 加配定数について	9 5
○ 加配教職員定数について（義務）	9 7
○ 児童生徒支援加配の効果 ～大阪府教育委員会の取組～	9 9
○ 小規模校への加配の効果 ～秋田県教育委員会の取組～	1 0 0
○ 習熟度別少人数指導の効果	1 0 1

- 習熟度別少人数指導等の実施校の割合 1 0 2
- 教科担任制の効果 ～小野市教育委員会の取組～ 1 0 3
- 教科等の担任制の実施状況（小学校のみ）（平成21年度計画） 1 0 4

（地方からの意見）

- 来年度以降の学級編制の標準の引き下げを求める地方からの主な意見 1 0 5

（学校現場の状況）

- 学校現場が抱える問題の状況について 1 0 8
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移等 1 0 9
- 特別支援学校及び特別支援学校の学級数及び在籍者数の推移等 1 1 0
- 特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移 1 1 1
- 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（公立小・中学校合計） 1 1 2
- 障害者基本法の一部を改正する法律【概要】 1 1 3
- 就学援助を受ける児童生徒数 1 1 4
- 就学援助率と学力調査平均点との相関 1 1 5
- 世帯所得・学校外教育費支出と学力の関係 1 1 6
- 経済状況と進学・進路による就労形態 1 1 7
- 東日本大震災への対応のための教職員の加配定数について 1 1 8
- 近年の児童・生徒の変化 1 2 1
- OECD生徒の学習到達度調査（PISA2009） 1 2 2
- 中学校段階は、小学校段階より授業の理解度が低下 1 2 4
- 新学習指導要領への不安と対応 1 2 5
- 新学習指導要領 実施スケジュール（概要） 1 2 6
- 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント 1 2 7
- 「教育振興基本計画」（抜粋）（平成20年7月1日閣議決定） 1 2 8
- 平成18年度 文部科学省教員勤務実態調査について 1 2 9

（基礎資料）

- 今後の公立小・中学校児童・生徒数（推計） 1 3 1
- 公立義務教育諸学校教職員定数改善と自然減の推移 1 3 2
- 公立小学校の学級規模別の在籍児童数（平成23年5月1日現在） 1 3 3
- 公立小・中学校の学級規模別の在籍児童生徒数（平成23年5月1日現在） 1 3 4
- 35人以下学級在籍児童・生徒数の割合 1 3 5
- 小学校2年の35人以下学級在籍児童・生徒数の割合 1 3 6
- 公立小中学校の1学級あたりの平均児童数 1 3 7
- 一学級当たり児童生徒数 [国際比較] 1 3 8
- 教員一人当たり児童生徒数 [国際比較] 1 3 9
- 学級規模の国際比較 1 4 0
- 公立小・中学校教員の採用者数・退職者数の推移 1 4 1
- 公立小・中学校年齢別教員数 1 4 2
- 複式学級数及び在籍者数の推移等 1 4 3
- 公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合（平成23年度） 1 4 4
- 公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移（H17～H23） 1 4 5

これまでの教職員定数等の改善経緯

(1) 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	第7次 13'～17'
内 容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	△18,000人	△77,960人	△11,801人	38,610人	△57,932人	△78,600人	△26,900人
差引計	16,000人	△16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	△48,200人	0人

(注) 上記のほか、以下のとおり措置を実施。

昭和54年度	15,979人 (改善増3,254人、自然増 12,725人)
平成4年度	△10,646人 (改善増1,054人、自然減△11,700人)
平成18年度	△1,000人 (改善増 329人、自然減△1,000人、振替△329人)
平成19年度	△ 900人 (改善増 331人、自然減△ 900人、振替△331人)
平成20年度	△ 300人 (改善増1,195人、自然減△1,300人、振替△195人)
平成21年度	△1,100人 (改善増1,000人、自然減△1,900人、振替△200人)
平成22年度	300人 (改善増4,200人、自然減△3,900人)
平成23年度	300人 (改善増4,000人、自然減△2,000人、振替△1,700人)

(2) 公立小中学校の学級編制の標準の改善経緯

区 分	第1次 34'～38'	第2次 39'～43'	第3次 44'～48'	第4次 49'～53'	第5次 55'～3'	第6次 5'～12'	7次 13'～17'
学級編制の標準	50人	45人			40人		

学級編制の仕組みと運用について(義務)

○学級編制の標準

	小学校	中学校
＜小・中学校＞		
同学年の児童で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞	6人(重複障害 3人)	

《参考》
○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

- (例) 35人の学年 → 1学級 [35人]
65人の学年 → 2学級 [32人、33人]
122人の学年 → 4学級 [30人、30人、31人、31人]

○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

- (例)
- ① 中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまったため2学級となるところを、教育的配慮から3学級を維持する場合
 - ② 小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となるところを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合
 - ③ 小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないで、チーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応する場合

○学級編制の弾力化

1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人、小1は35人)を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能。
2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成23年度においては、47都道府県において、小学校の低学年を中心に国の基準を下回る少人数学級が実施されている。

教職員定数の算定について(義務)

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの(義務標準法第6条等)。都道府県は、これを標準として、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特別支援学校の教職員の定数を条例で定める。

小・中学校

○校長 学校に1人

○教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)

①学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員(校長を含む。)が配置できるよう計数を設定している。

(乗ずる率の例)

小学校

1学級及び2学級の学校の学級総数	× 1.000
3学級及び4学級の学校の学級総数	× 1.250
5学級の学校の学級総数	× 1.200
⋮	

中学校

1学級の学校の学級総数	× 4.000
2学級の学校の学級総数	× 3.000
3学級の学校の学級総数	× 2.667
⋮	

②教頭(副校長)の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人
中学校 24学級以上の学校に+1人

③生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人
中学校 18~29学級の学校数に1人
30学級以上の学校数に3/2人

④分校の管理責任者 分校に1人

⑤寄宿舎舎監

寄宿児童生徒数 40人以下 の学校に1人
" 41~80人の学校に2人
" 81~120人の学校に3人
" 121人以上 の学校に4人

○養護教諭

①原則学校に1人(3学級以上の学校)

②複数配置

小学校 児童数851人以上の学校に+1人
中学校 生徒数801人以上の学校に+1人

○栄養教諭・学校栄養職員

①給食単独実施校 児童生徒数550人以上の学校に1人
" 549人以下の学校に1/4人

②共同調理場 児童生徒数に応じて1~3人

○事務職員

①原則学校に1人(4学級以上の学校)
※3学級の学校には3/4人

②複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人
中学校 21学級以上の学校に+1人

特別支援学校

○校長 学校に1人

○教諭等(副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭を含む)

①学級数に応じた定数

小・中学校に準拠

②教頭(副校長)の複数配置・生徒指導担当

小・中学部計27学級以上の学校に+2人
中学部18学級以上の学校に+1人

③教育相談担当教員

児童生徒数に応じて1~3人

④自立活動担当教員

障害種別に学級数に応じて加算

⑤分校の管理責任者 分校に1人

⑥寄宿舎舎監

寄宿舎児童生徒数 80人以下 の学校に2人
" 81~200人の学校に3人
" 201人以上の学校に4人

○養護教諭

①学校に1人

②複数配置

児童生徒数61人以上の学校に+1人

○寄宿舎指導員

寄宿児童生徒数×1/5人
(肢体不自由は1/3人)

○栄養教諭・学校栄養職員

給食実施校に1人

○事務職員

小学部を置く学校に1人
中学部を置く学校に1人

今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)のポイント

(平成22年7月26日中央教育審議会初等中等教育分科会)

①学級編制の標準の引下げ

- ◎新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子どもと向き合う時間の確保等の観点から、学級編制の標準を以下のとおり改善。
- 小・中学校の学級編制の標準(単式学級)を、現行の40人から引下げ。小学校低学年については、さらなる引下げを検討。
- 小・中学校の複式学級の学級編制の標準も引下げ。
- 画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、柔軟な学級編制を可能とする仕組みにする必要。

②教職員定数の改善

- ◎上記と同様の観点から、以下について教職員定数を改善。
- 基礎定数の充実／学校運営体制の整備／特別支援教育の充実／外国人児童生徒への日本語指導の充実／生徒指導の充実／児童生徒の心身両面の支援／食育の充実／事務処理体制の充実／読書活動の支援／キャリア教育・進路指導の充実／高等学校における教職員定数の改善

③市町村教育委員会への権限移譲等

- ◎設置者である市町村が主体的に学校の教育条件整備に取り組む観点から、学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲。また、計画的な教職員配置を進め、定数配分の客観性・透明性を高める観点から、加配定数の相当程度を基礎定数に組入れ。

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)

～30年ぶりの40人学級の見直し・10年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～

平成22年8月27日 文部科学省

「強い人材」の実現は、成長の原動力としての未来への投資。世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務。

このため、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定。

I 少人数学級(35・30人学級)の推進等【平成23年度から30年度までの8ヵ年計画】

- (1) 小学校全学年で35人学級を実現 (H23年度～27年度の5ヵ年計画)
- (2) 中学校全学年で35人学級を実現 (H26年度～28年度の3ヵ年計画)
- (3) 小学校1・2年生で30人学級を実現 (H29年度、30年度の2ヵ年)
- (4) 副校長・教頭、生徒指導担当教員及び事務職員の配置の充実
- (5) 小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消 (H24年度)

改善事項	改善総数	改善の目的・内容等								23年度要求数
		40人⇒35人						35人⇒30人		
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
35・30人学級の推進	46,500人									7,800人
○35人学級(小学校全学年)	(22,830)	小1 小2	小3	小4	小5	小6	—	小1	小2	(7,800)
○35人学級(中学校全学年)	(15,070)									(—)
○30人学級(小学校1・2年)	(8,600)	—	—	—	中1	中2	中3	—	—	(—)
35・30人学級の実施に伴う教職員配置の充実	3,900									500
○副校長・教頭の配置の充実	(1,340)	・副校長の配置促進による学校運営体制の整備								(220)
○生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実	(990)	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校におけるキャリア教育・進路指導の充実								(60)
○事務職員の配置の充実	(1,570)	・事務職員の複数配置による学校事務処理体制の充実								(220)
小学校の複式学級に係る学級編制標準の引下げ、中学校の複式学級の解消	1,400									(—)
○小学校	(1,000)	・小学校:16人→14人(小1を含む場合:8人→6人)								(—)
○中学校	(400)	・中学校:8人→解消								(—)
計	51,800									8,300

(注) 少人数学級(35・30人学級)の推進等には、51,800人の定数増が必要となるが、今後8年間に、児童生徒数の減少に伴う定数の自然減や定年退職者の増加に伴う教員の平均年齢低下による給与減等が見込まれており、これらの財源を活用することにより、可能な限り追加財政負担を伴わないよう努力。

(参考) 年度別改善数・自然減

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
改善増	8,300人	5,400人	4,100人	9,400人	9,800人	5,400人	4,700人	4,700人	51,800人
自然減	▲2,000人	▲4,900人	▲3,300人	▲4,000人	▲3,800人	▲4,400人	▲5,100人	▲4,900人	▲32,400人

II 教職員配置の改善【平成26年度から30年度までの5ヵ年計画】

※ 平成26年度以降の改善増に必要となる恒久的な財源確保について理解を得ることが必要

改善事項	改善総数	改善の目的・内容等	23年度要求数
(1) 教育水準向上のための基礎定数の充実 ※基礎定数…学校数や学級数等に応じて算定される定数	24,800人	・授業時数や指導内容が増加する新学習指導要領への対応 ・小学校における理科等の専科教育の充実 ・学校マネジメント機能や読書活動の充実	人 —
(2) 生徒指導(進路指導)担当教員の配置改善	2,100	・複雑多様化する生徒指導への対応や中学校におけるキャリア教育・進路指導の充実	—
(3) 養護教諭の配置改善	1,600	・児童生徒の心身両面の支援	—
(4) 栄養教諭の配置改善	900	・栄養教諭の配置促進による食育の充実	—
(5) 特別支援教育コーディネーターの配置改善	800	・特別支援教育コーディネーターの配置促進による特別支援学校のセンター的機能の充実	—
(6) 障害のある児童生徒への通級指導の充実	5,000	・近年顕著な増加傾向にある通級指導を必要とする児童生徒への対応	—
(7) 外国人児童生徒への日本語指導の充実	1,500	・日本語指導を必要とする外国人児童生徒への対応	—
(8) 教員研修の充実	3,300	・資質能力の向上のための教員研修の充実	—
計	40,000		—

III 柔軟な学級編制実施のための制度改正

- ・ 小・中学校の設置者である市町村が、地域の実情に応じ、柔軟な学級編制を実施することができるよう、学級編制に係る権限を見直す。
- ・ また、画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、弾力的な学級編制を実施することができる仕組みを導入。

政策コンテストの結果について

(単位:億円)

パブコメ件数	順位 (189事業中)	評価	事業	平成23年度 要望額	平成23年度 予算額(案)	予備費・補正予算 措置額を含む	
							査定率
71,747件	1位	B	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ	1,200	753	(178) 931	77.6%
55,033件	2位	C	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム	1,331	980	980	73.6%
41,722件	3位	B	小学校1・2年生における35人学級の実現 (義務教育費国庫負担金)	2,247	2,085	2,085	92.8%
39,460件	4位	C	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ	484	827	827	170.8%
32,389件	5位	B	安全で質の高い学校施設の整備	1,898	484	(1,363) 1,847	97.3%
17,693件	6位	B	元気な日本復活！2大イノベーション	788	539	(191) 730	92.6%
14,107件	7位	B	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開	448	295	(96) 391	87.4%
5,619件	8位	C	元気な日本スポーツ立国プロジェクト	54	28	28	52.1%
3,130件	15位	C	未来を拓く学び・学校創造戦略	20	3	3	15.0%
2,548件	16位	B	文化芸術による元気な日本復活プラン	158	133	133	84.3%
283,448件			計	8,628	6,127	(1,828) 7,955	92.2%

※上段()書きは経済危機対応・地域活性化予備費、補正予算措置額を示す

「元気な日本復活特別枠」要望に関する評価結果

番号	事業名	要望額	評価	
1901	安全で質の高い学校施設の整備	189,813	B (予備費及び補正措置を含む)	整備する施設の優先順位付けを行った上で、緊急性の高いものに限定することが条件
1902	未来を拓く学び・学校創造戦略	2,000	C	フューチャースクール関連事業について、校数等について相当な絞込みを行うとともに徹底したコストの削減を行うことが条件
1903	小学校1・2年生における35人学級の実現	224,702	B	現行の40人学級に係る小学校1・2年生の教職員(9.3万人)については義務的経費であり措置する必要。ただし、これを措置するには要求・要望の削減による財源捻出が条件。なお、定数改善の取扱いについては、別途、後年度負担の問題も含めた検討が必要
1904	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム	133,129	C	既存受給者への貸与に必要な分は措置する必要。ただし、これを措置するには、要求・要望の削減による財源捻出が条件
1905	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ	119,971	B (補正措置を含む)	教育・研究の基盤経費に一定の配慮が必要。ただし、その経費を相当に絞り込むとともに、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1906	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ	48,400	C	継続課題、既存受給者には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1907	元気な日本復活！2大イノベーション	78,800	B (補正措置を含む)	継続課題には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1908	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開	44,790	B (補正措置を含む)	継続課題には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要
1909	元気な日本スポーツ立国プロジェクト	5,400	C	トップアスリートの育成には一定の配慮が必要。ただし、要求・要望の削減による財源捻出が条件
1910	文化芸術による元気な日本復活プラン	15,801	B	徹底したコストの縮減や対象地域の相当な絞込みを行うことが条件 行政刷新会議の指摘を踏まえた対応が必要

文部科学省の要望については、要求で一旦、形式的に廃止した扱いにした上で、増額要望していること、また、その結果、金額的にも全府省要望総額の3割を占める要望となっていることから、「特別枠」の趣旨に照らして問題が大きい。したがって、文部科学省については、全般的に大幅な要望の圧縮と、要求の削減による新たな財源捻出が必要

「元気な日本復活特別枠要望」に関する評価について

- 「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」においては、「特別枠」要望189事業の評価付けにあたり、要望評価の基本方針として、「事業内容」及び「改革の姿勢」という2つの観点から、以下のような「5原則」を重視して、総合的に評価を行った（参考参照）。

「事業内容」の観点からの評価

- 原則1：政策のねらい・目的が的確でなければならない
- 原則2：元気な日本復活のために「効果」が見込まれなくてはならない
- 原則3：政策手法の選択と集中が適切になされなくてはならない

「改革の姿勢」の観点からの評価

- 原則4：予算配分を大胆に組み替えるという「特別枠」設定の趣旨に合うものでなくてはならない
- 原則5：各府省は全体としての歳出削減努力を行っていないなくてはならない

- その評価結果は、本資料のとおりである。A～Dの評価は、基本的に次のような考え方による。

- A：事業の「内容」が積極的に評価できる
- B：事業の「内容」は積極的に評価できるが、「改革の姿勢」等の問題がある
- C：事業の「内容」に一定の評価はできるが、「改革の姿勢」等の問題が大きい
- D：事業の「内容」での評価が困難

なお、予備費・補正予算で措置された事業については、措置された部分を含めた全体としての評価である。また、それぞれの評価をするにあたっての「条件」、同評価を踏まえた今後の予算配分にあたっての「留意事項」を必要に応じて合わせて付記した。

義務標準法改正案の国会審議における主な指摘事項

[学級規模及び教職員配置の適正化関係]

1. 基礎定数と加配定数の適切な組み合わせ

○加配教職員の十分な確保の重要性

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> 加配教員を削減することで、加配教員が担ってきました通級指導、<u>少人数指導、習熟度別指導などがおろそかになるのではないかと私は懸念するんです。…加配教員については、必要かつ十分な数を確保すべきという趣旨の規定を本改正案にも加えるべきと考えております。</u> 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>少人数指導あるいは習熟度別の指導など、指導の工夫の改善、あるいは発達障害のある児童生徒への通級指導、こういったことの加配措置について、これは来年度予算においてもしっかり確保していく。加配措置につきましては、今後とも、教育上の必要性を見極めながら進めてまいりたいと思っております。</u>
<ul style="list-style-type: none"> …<u>特別支援学校でその児童生徒に特別な指導が行われている場合、あるいは、小学校において専科教員が必要とされる場合などでも加配教員の配置を認めるべきだと私は考えております。</u> 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>文部科学省としましても、加配措置を含めて教職員の配置適正化については、今後、教育上の必要性を見極めて、十分その点については検討してまいりたいと思っております。</u>
<ul style="list-style-type: none"> これからの議論の中で、是非、加配、専科教員等も盛り込みましたけれども、是非とも大臣、最後に、この加配の基準、<u>加配とは何のために加配されるのか、どのぐらいの必要性があるのかということ</u>を改めて議論して、<u>新しい時代の加配の在り方について具体的に議論していきたいと思っておりますが、最後に大臣、答弁お願いいたします。</u> 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>加配は法的な根拠の中で行われておりまして、これができた背景、時代的な背景はそれなりの承知をいたしております。これが今日までずっと続いてきております。私どもといたしましては、基礎定数をまずしっかり固める。そして、そのことによって、教職員の採用についても、将来的に計画性があり、そして安定性があるものにしていく。そして同時に、地域や学校においては様々な特殊性もございます。そういったものにおいて柔軟な対応が取れるように、加配措置についてもしっかり対応していくこと。こういうシステムについては、私は評価をされるものがあると思っております。ただ、委員ご指摘のとおりでございますので、この点についても、これはもちろん衆議院で修正をされました法案の中にもありますが、<u>しっかり加配の在り方について検討していかなきゃならぬ問題だと思っております。</u></u>

○基礎定数と加配定数のバランス

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小学校1年生の35人学級を実現するために加配定数を削減するのは、これはいかがなものですか。単なるつけかえと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。</u> 	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ …<u>加配というものは毎年の予算査定の中で変動いたします。削減される可能性もございますが、これが基礎定数で法律に位置づけられるということになると、それは確実に手当をされる。</u>そのことによって<u>計画的な定数措置、定数改善に資する</u>ということで、このような対応をしているところでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総額裁量制にしたことというのは本当によかったのかなという思いを今でも持っておりますが、現実的に定着をしてきている中で加配定数もこうやって増えてきているということを考えると、文部科学省として、基礎定数プラス加配定数、これをどのようにハンドリングしていったらいいのかなというふうに考えておられますか。</u> 	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基礎定数と加配定数、このバランスということが大事でございます。…今年度あるいはこの数年間のことで申し上げますと、まさに基礎定数について、ずっと基礎定数が削減をされてきたということについてやはりもう歯止めをかけるんだ、こういう意思は我々としては示したいということで今回の法案提出をさせていただいているわけであります。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方としては、教育現場としては、安定的に、そして予測性がある、かつ自由度が高い教員を多く配置したいんだ、この要望も組み入れて具体的に解決をしていくためには、…<u>新しい基礎定数の算定方式に切り替える必要があるのではないか</u>というふうに考えておりますが、文科大臣の御所見をお伺いしたいと思います。</u> 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加配定数の役割の重要性については私も十分認識しております、基礎定数とあわせて都道府県教育委員会においてそれぞれ有効に活用されておる、私はそのように認識しております。一方、中教審、ご指摘のとおりでございますが、…<u>計画的、安定的な教職員配置を行う上で支障があるため、相当程度を基礎定数に組み入れる必要がある、こういう指摘も確かにございます。</u>こういうことを受けまして検討を進める必要があるらう、このように考えております。</u>

2. 法改正が地方に与える影響

○少人数学級を独自に行っている都道府県への影響

議員からの質問	政府答弁
<p>・ 現在、小学1年生の学級規模は、35人以下学級が71.3%、地方独自の措置で21.6%、要するに、合計92.9%がもう35人以下なんです。ですから、新しい取り組みでは全然ないんですね。…この法案で教員の純粋な増員というのはわずか300人ですね。これで35人学級が実現しましたよと主張なさるといのは、私はすごく違和感をむしろ持っているんですね。このような法案を今お出しになる意味というのは何なんですか。</p>	<p>〔高木文部科学大臣〕</p> <p>・ 国が財政措置を行うことが可能になることで、既に少人数学級を実施している都道府県であっても、他の学年に活用することも可能になっていきますので、これをもってさらに少人数学級への、ある意味では今回はスタートですから、しっかりそれが取り組めるのではないかとこのように思っております。</p>

○弾力化後の教職員定数の配分の在り方

議員からの質問	政府答弁
<p>・ …事後届け出制への変更などなんですけれども、…都道府県教育委員会が教職員の定数を配分する権限を持っている以上、市町村教育委員会が学級編制を行うに当たって都道府県教育委員会の顔色をうかがうというのが現実なんです。だから、今般の法改正によっても結局余り変化がないのではないですかと。…教職員定数の配分に関する大きな枠組みは変えないまでも、都道府県教育委員会は、弾力的な学級編制を行ったあるいは地域特有の事情があるなどといった市町村教育委員会の意見を聞いて、これを十分に尊重して教職員定数の配分を決定するというを法的に担保すべきではないか。</p>	<p>〔高木文部科学大臣〕</p> <p>・ (都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を十分尊重して教職員定数の配分を決定することについて) よりしっかりした法的な担保をとるべきだという御意見があることは承知をしておりますが、これについては、これからの御議論の中でそれぞれ協議されるものではないかと、このように思っております。</p>

3. 計画的な定数改善

○新・教職員定数改善計画(案)について

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> 年次定数改善計画の見通しについて、現状で結構ですので、お考え示していただければと思います。 	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> …この法案が成立後に、速やかに二年生以降の問題について順次改定について検討を着手し、そして、なるべく早い段階で結論を得るべく努力して参りたいと考えているところでございます。

○平成24年度以降の概算要求について

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は、2年生以降の35人以下学級を平成24年度に要求するつもりかどうか、…文科省としての姿勢を明確にいただきたいと思います。 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> 改めて申し上げますが、昨年度の予算編成過程において、小学校2年生以上の取り扱いについては、引き続き、来年度以降の予算編成で検討するという事になっております。このたびの義務標準法においても、学校教育の状況や国、地方の財政状況等を勘案しつつ、小学校2年生以上の学級編制の標準を順次改定すること等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずるとする規定を盛り込んでおりました、これについて、我々としては最大限の努力をし、政府全体の中でしっかり取り組んでまいりたい、そういう思いを改めて申し上げたいと思います。

4. 教育効果

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>少人数学級の教育的効果についてお答えいただけますか。</u> 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省として把握しているデータでは、<u>他の県に先がけて少人数学級を導入している秋田県や山形県においては、全国学力・学習状況調査の結果において学力の向上が見られる、一定の成果があらわれているものだと思っております。</u>また、大阪府や山形県では、<u>少人数学級の導入後に不登校や欠席率の低下というデータが見られた。</u>したがって、我々としても、<u>一人一人に目が届く、よりきめ細かな指導ができる、そういう一定の効果はある、このように思っております。</u>
議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none"> ・ …特にこの教育の質を向上させていくという意味で、<u>この少人数学級の具体的な評価の仕方を示す必要があると思うんですね。</u>それがなければ今回のこの法律改正が成功したのか、若しくは拡大していく上でも拡大しなければならない根拠が示せないというふうに思います。この評価の在り方について、具体的にお示してください。 	<p>[高木文部科学大臣]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ …もう既に35人以下を実施している学校が全国でたくさんございます。そういう意味で、私どもも、これからも中学校、義務教育の中学の三年までは少人数学校をしていきたいという、そういう目標も持っておりますが、現在のところ、残念ながら今回は小学校一年だけにとどまっております。そういうことから、<u>今後の実現に向けていくためには、議員御指摘のとおり、きちっとした評価が重要であろうと思っておりますので、この導入した効果について必要なデータを収集をし、そして評価の仕方についても専門家の皆さん方の御意見も入れながら示せるように努めてまいりたいと思っております。</u>

議員からの質問	政府答弁
<p>・…（秋田県では）教育現場の様々な創意工夫はもちろんですが、学力を向上させるためには、少人数指導だけでなく、子供たちを取り巻く生活環境も大事とのことで家庭と地域からも協力をいただいております。…学校、家庭、地域でのバランスの取れた教育が大事だと思います。…<u>子供たちの学力向上のために教員の数を増やすわけでありますから、それと同時に教員の質を向上させる施策に力を注いでいただきたい</u>と思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>〔高木文部科学大臣〕</p> <p>・…秋田県におきましては早くから<u>少人数数学級を実施</u>しておられます。…あわせて、<u>少人数指導やチームティーチングなどの少人数指導にも積極的に取り組んで</u>おられる。このことが秋田県の<u>子供の学力等において一定の成果を上げたもの</u>と私は受け止めております。</p> <p>また、御指摘のように、…<u>家庭、地域の連携が特に大事</u>でございます。社会全体で<u>取り組む</u>ということが子供の教育にとっては不可欠であります。…このほか、…資質の向上というのも重要でございます。この件については…中央教育審議会の中でも議論が進められておりまして、この結果等を踏まえて今後の対応に当たっていきたく思っております。</p>

5. 財源等

○財源の確保について

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none">・ <u>財政上の後年度負担に耐えられるのか</u>という点について伺います。…<u>純粋増がそんなに増えずに何とか耐えられるような気もしますが、いかがですか。</u>	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>自然減であるとか、あるいは定年退職者の増加に伴う平均年齢の低下で給与の平均単価が下がりますから、そうした財源を活用することによって、財政負担は重くならない中で基礎定数改善ということを進められると見込んでいます</u>と見込んでいます。

○公務員人件費削減との関係について

議員からの質問	政府答弁
<ul style="list-style-type: none">・ <u>公務員人件費2割削減という民主党マニフェストとの整合性について</u>の見解を文部科学省…に伺います。	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <ul style="list-style-type: none">・ …<u>教職員は地方公務員でございますから、…マニフェストの直接のターゲットには入らないわけではありますけれども、しかし、今の国、地方とも財政状況が厳しい中で教員についても、その精神としては、人件費を抑えながら、しかし、なお大変大事な教育でありますから、教員の質と数の拡充によって学校教育力を上げていく、この連立方程式をしっかりと解いていくということだ</u>と思います。

6. 望ましい学級規模

議員からの質問	政府答弁
<p>・…<u>文部科学省としては学級編制規模の適正とは何人ぐらいがいいんだろうかということ</u>を思っておられますか、それともそうしたデータはございますか。</p>	<p>[鈴木文部科学副大臣]</p> <p>・…<u>国民からの意見募集によりますと、小中学校の望ましい学級規模として最も多く挙げられましたのが26人から30人</u>でございます。…また、ヒアリング…では、<u>学級編制の標準を30人以下又は35人以下に見直すべきとの意見が大勢を占めた</u>ということでございます。一方で、中教審の初等中等教育分科会での議論におきましては、…<u>学級規模が小さくなり過ぎると児童生徒の社会性の涵養や学び合い等の取組が困難な状況が生じるとの指摘も</u>ございます。</p> <p>…というように、様々な意見やデータがございますが、…平均の学級規模と学級編制基準というのが少し…整理が必要かと思うんですけども、今回お願いを申し上げますのはいわゆるその上限でございまして、…<u>単式学級というのは21人から40人</u>という、こういうことで決まっておりました。それが18人から35人というふうにしていきましょと、こういうことでございます。それに基づいて定数換算、特に基礎定数についての算定をしていこうと。</p>

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]



- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

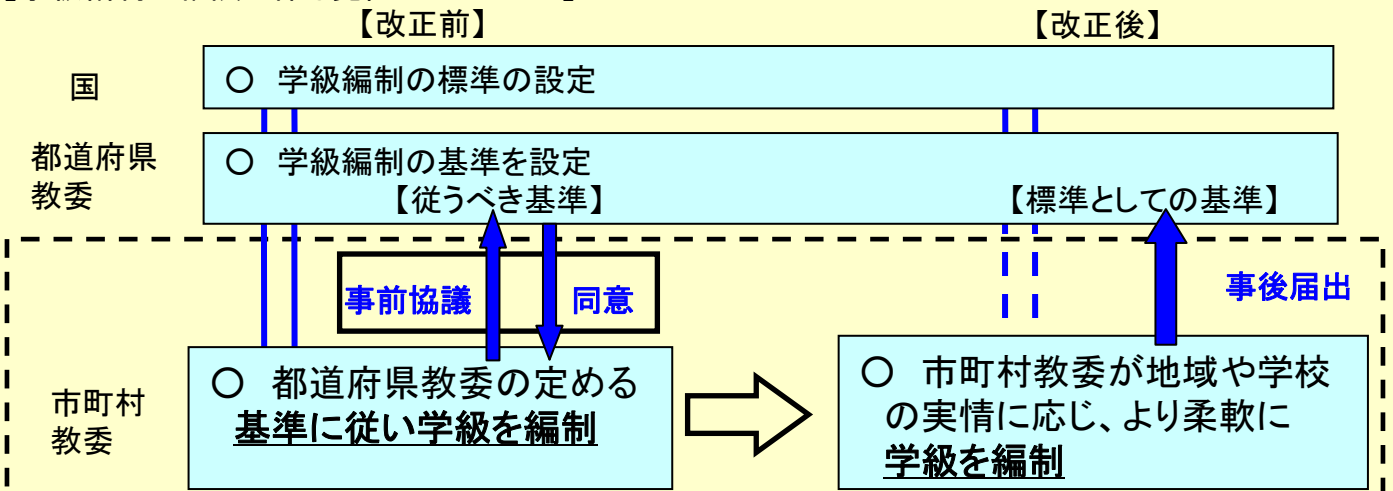
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	→		40人	→	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - －都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - －市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
 - －都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - －都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)

→ 変更なし

(3)教職員定数に関する加配事由の追加等〔義務標準法第7条及び第15条関係〕

- ① 教職員定数の加配措置に係る数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、必要かつ十分なものとなるよう努める。
- ② 加配事由を拡大し、以下を明記
 - ・小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合
 - ・障害のある児童生徒に対する特別の指導が行われていることその他障害のある児童生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情

(4)その他

- ① 公立の義務教育諸学校の学級編制並びに教職員の任免等及び定数の在り方について検討。〔改正法附則第4項関係〕
- ② 市町村教委が公立の義務教育諸学校の学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して、この法律による改正後の小学校1年生の学級に係る1学級の児童数に関して都道府県の教育委員会が定めた基準によらないこととした特段の事情がある場合には、都道府県の教育委員会は、教職員定数に関し、教育上特別の配慮をすることができる。〔改正法附則第5項関係〕
- ③ 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域の学校及び被災児童又は生徒の転学先の学校において、被災児童又は生徒の学習支援や心のケアを行うため、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関する特別の措置を講ずる。〔改正法附則第6項関係〕

3. 施行期日

公布の日。ただし、2(2)に関する規定は平成24年4月1日。

【参考】学級編制の標準に係る法的効果

＜学級編制の標準＞
小1 : 35人
小2～中3 : 40人
(義務標準法第3条)

学級編制

国の標準に基づき都道府県教委が基準を設定(義務標準法第3条)

都道府県教委の基準を標準として市町村教委が児童生徒の実態を考慮して学級を編制(義務標準法第4条)

法的効力を有する学級規模に関する基準

教職員定数

都道府県教委の定める学級編制基準による学級数に基づき、当該都道府県の教職員定数の標準を算定。これに基づき、都道府県が県費負担教職員の定数(都道府県ごとの総数)を決定(義務標準法第6条、地教行法第41条)

都道府県教委が市町村における児童生徒の実態や市町村立学校の学級編制に係る事情等を勘案して、市町村別の学校の種類毎の定数を決定。この場合、都道府県教委は市町村教委の意見を十分に尊重。⁶³
(地教行法第41条)

給与負担

都道府県の定数に基づき配置される教職員の給与を当該都道府県が負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)

国庫負担

国の学級編制の標準に基づく教職員定数の給与の1/3を国が負担(残りの2/3は地方交付税措置)(義務教育費国庫負担法)

義務教育費国庫負担金の算定基準としての性格

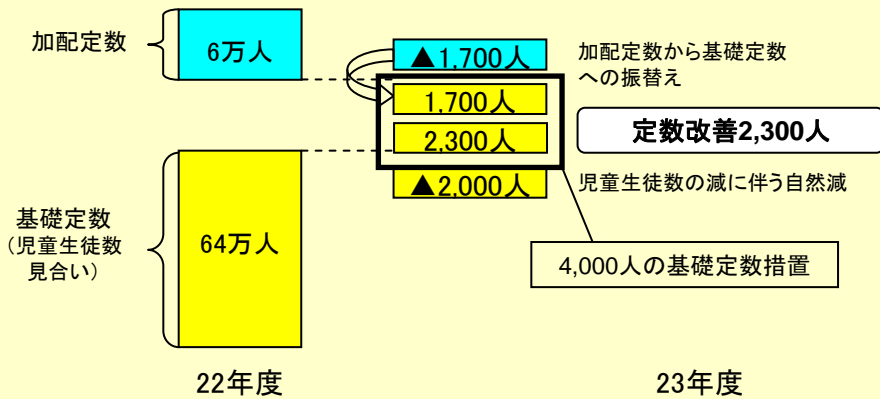
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に係る参考資料

23年度予算による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

※ 既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※ 少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。



平成23年度義務教育費国庫負担金について(国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意) (平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年度以降の予算編成において検討する。

【参考】義務教育費国庫負担制度

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

- ・市町村が小中学校を設置・運営。
- ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
- ・国は教職員給与費(※)の1/3を負担。

※公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について(平成23年4月22日付各都道府県教育委員会宛文部科学副大臣通知)のポイント

1. 教職員定数配置に係る留意事項

- 各都道府県教育委員会等において正規教員の採用や人事配置をより一層適切に行うこと。
- すでに小学校第1学年において35人以下学級を実施している場合においても、各都道府県において今回の改正により増加する教職員定数を活用して、他の学年の少人数学級やその他の教職員配置の改善に努めるとともに、各都道府県における教職員配置の改善の状況を適切に情報公開するなど説明責任を果たすこと。

2. 都道府県教育委員会の学級編制に係る関与の見直しに係る留意事項

- 都道府県教育委員会が定める学級編制の基準により市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、例えば以下のような弾力的運用が例外的に許容。
 - ①小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないでチーム・ティーチングなど他の指導体制の充実により対応すること。
 - ②当該学校に配置された教職員定数の範囲内において、当該学校のある学年について都道府県教育委員会の基準を超えた学級編制を行いつつ、その教職員の配置を活かして学級経営上特段の困難を生じている学年について都道府県教育委員会の基準よりも小規模の学級編制を行う等児童生徒の実態に応じた学級編制を行うこと。
- 学級編制に関する市町村教育委員会の自主性を教職員定数の配分の観点からも担保できるよう、都道府県教育委員会においては市町村教育委員会が柔軟な学級編制を行った場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。
- 必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合及び平成23年度において年度途中で学級編制を変更することが児童生徒に対する教育的配慮の観点から困難な場合等特段の事情がある場合は市町村教育委員会は都道府県教育委員会の学級編制の基準を超えて、学級編制を行うことができる。この場合にも、都道府県教育委員会が定めた学級編制の基準により算定した学級数を踏まえた教職員定数の配置を行うこと。

3. 加配事由の拡大等に係る留意事項

- 今回の改正による教職員定数の加配措置事由の拡大等や東日本大震災に係る教職員定数の特別措置について、文部科学省としては改正法の趣旨に沿って適切に対応することとしており、各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に法改正の趣旨を周知するとともに、市町村教育委員会の意向を十分に把握し適切に対応するよう努めること。